

添付書類チェックシート（様式 1-3）

必要書類 (添付書類はコピー可)		入手先等	確認内容・注意事項等	チェック 様式 1-3		
「申請書」		国ホーム ページ、 町	譲渡日及び譲渡時の状態等により様式を選択してください。	☐		
被相続人の「住民票除票」の写し		住民課	被相続人が <u>相続開始の直前まで当該家屋に居住していたこと</u> 及び <u>相続開始日</u> を確認します。	☐		
相続人（当該家屋又は敷地を相続した相続人全員）の「住民票」の写し		住民課	死亡日から取壊日までの間、相続人が当該家屋に居住していなかったことを確認します。 ※譲渡日又は取壊日以降の住民票が必要です。	☐		
「不動産売買契約書（家屋及び敷地）」		－	譲渡日を確認します。 ※全てのページのコピーが必要です。	☐		
譲渡後に以下のどちらを行いましたか？（1又は2の書類が必要です）						
□ 1. 耐震改修を行い、耐震基準に適合させた						
当該家屋及びその敷地の「登記事項証明書」		法務局	当該物件を相続した相続人の数を確認します。	☐		
「耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書」		工事の 施工業者	当該物件が耐震基準に適合することとなった日等を確認します。	☐		
「耐震改修工事の工事請負契約書」				☐		
「工事費用の請求書や領収書等」				☐		
つぎの(i)～(ii)のいずれか						
(i)	電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類	電力、ガス会社、上下水道課等	当該家屋が事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されておらず、空き家であったことを確認します。 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のものがが必要です。 ※広告の場合、広告に「現況空き家」等の記載が必要です。	☐		
(ii)	仲介業者の広告（宅建業者作成）	仲介業者				
□ 2. 家屋を取壊した						
当該家屋の「閉鎖事項証明書」及びその敷地の「登記事項証明書」		法務局	<取壊し等を行った場合> 当該物件を相続した相続人の数を確認します。	☐		
つぎの(i)～(ii)のいずれか						
(i)	電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類	電力、ガス会社、上下水道課等	当該家屋が事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されておらず、空き家であったことを確認します。 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のものがが必要です。 ※広告の場合、広告に「現況空き家」等の記載が必要です。	☐		
(ii)	仲介業者の広告（宅建業者作成）	仲介業者				

●被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、以下の書類が追加で必要になります。
裏面をご確認ください。

必要書類 (添付書類はコピー可)		入手先等	確認内容・注意事項等	チェック 様式 1-3
被相続人が老人ホーム等に入所していた場合				
(i)	施設入所時の「介護保険被保険者証」又は「障害福祉サービス受給者証」等	入所施設等	要介護、要支援、障害支援区分等の認定を受けていたことを確認します。	☐
(ii)	「施設入所時の契約書」	入所施設等	施設の名称、所在地、種類等を確認します。	☐
(iii)	次の(A)又は(B)のいずれか			
(A)	電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類	電力、ガス会社、上下水道課等	被相続人が老人ホーム等に入所後から相続開始の直前まで、当該家屋を一定使用し、かつ、当該家屋を事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていなかったことを確認します。	☐
(B)	老人ホーム等が保有する「外泊、外出等の記録」	入所施設等	※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のものがが必要です。 ※外泊先が当該家屋であることが記載されているものがが必要です。	

チェックシートに沿って申請書・必要書類を準備してください。



申請書・必要書類一式を持って菰野町役場都市整備課まちづくり推進室にお越しください。

- 書類をお預かりし、確認書の交付準備を行います。
- 申請書受理後、確認書の発行まで1週間程度かかります。確定申告の期限等を考慮し、余裕をもって申請してください。



確認書の発行

◆窓口での受取を希望される場合

交付準備ができましたら、担当者から電話連絡しますので、窓口までお越しください。

◆郵送での受取を希望される場合

申請時に切手を貼った返信用封筒をお預かりし、交付準備ができしだい郵送します。